



業務委託契約書

公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団（以下「甲」という）とダイヤビックひばり会（以下「乙」という）とは、甲が開発した高齢者向けのエアロビックプログラム「ダイヤビック」の普及事業に係る業務委託に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（業務委託等）

甲は、乙に対して、以下に定める業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

（1）甲が企画し、運営する「ダイヤビック・インストラクター」の養成講座への指導員の派遣

（2）甲が主催する「ダイヤビック研究会」の企画及び運営

2. 甲は、必要に応じ、乙が本業務を行う際に必要となる備品を貸与する。

第2条（業務内容の変更）

甲は、甲乙協議のうえ、乙に委託する前条の業務の範囲を変更することができる。

第3条（再委託の制限）

乙は、甲に事前の承諾を得ることなしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第4条（契約解除の制限）

甲は、乙の同意を得ることなしに、本契約を解除することはできない。ただし、次の各号の1つに該当したときは、甲または乙は、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することができる。

（1）本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも拘らず、相手方がその違反を是正しないとき

（2）相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき

第5条（委託料）

委託料およびその支払方法は、甲乙協議のうえ、覚え書きにて取り交わすものとする。

第6条（報告）

甲は、乙に対して、必要に応じ、本業務の状況につき報告を求めることができる。

第7条（秘密保持）

甲および乙は、本業務に関連して知り得た相手方の情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、甲の同意なく第三者に対してかかる秘密情報を開示または漏洩してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 甲または乙が知り得た時点で、既に公知となっていた情報
- (2) 甲または乙が知り得た後に、自己の責によらず公知となった情報
- (3) 甲または乙が提供あるいは開示した時点で、既に被開示者が秘密保持義務を負うことなく保持していた情報で、かつその事実を書面で明示できるもの
- (4) 法律または契約に違反することなく第三者から提供または開示された情報で、かつその事実を書面で明示できるもの

2. 本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来にわたり効力を有するものとする。

第8条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結の日から1年間とする。ただし、契約初年度は、平成30年3月31日までとする。契約の期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のない場合は、同一条件を以てさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第9条（反社会的勢力との取引排除）

甲および乙は、次に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自己および自己の役員・所属員（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）でないこと
- (2) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
- (3) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力に資金の提供、便宜の供与等、反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと
- (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと

2. 甲および乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約の全部および一部を解除す

ることができる。

第10条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、両当事者協議のうえ決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年10月1日

(甲) 東京都新宿区新宿一丁目34番5号
公益財団法人 ダイヤ高齢社会研究財団
常務理事 樋渡 泰典



(乙) 東京都大田区田園調布四丁目28番12号
ダイヤビックひばり会
会長 小林 繁

